

出合いのきっかけ作りイベント業務委託プロポーザル公募要項

1 委託業務の概要

(1) 公募の目的

この要項は、「出合いのきっかけ作りイベント業務」を事業者へ委託するにあたり、企画提案を広く募集し、最も適切な者を本業務の受託者として選定するために必要な事項を定めるものである。

(2) 業務内容

「出合いのきっかけ作りイベント業務委託 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

(4) 契約限度額

3,650,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、本業務の契約金額を示すものではありません。

2 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）。ただし、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けた者を除く。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生計画認可の決定を受けた者を除く。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成16年3月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 市税及び国税の滞納がない者であること。

3 質問及び回答

本公募に関する質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年3月19日（水）から令和7年3月26日（水）正午まで

(2) 提出方法

質問は、件名に「出会いのきっかけ作りイベント業務委託に係る質問(事業者名)」を明記の上、質問書（様式第6号）により、電子メールで提出すること。

(3) 提出先

佐渡市地域振興部地域産業振興課 地域支援係 chiiki@city.sado.niigata.jp

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和7年3月28日（金）までに電子メールで回答する。

4 参加意向申出手続き

このプロポーザルに参加する者は、次のとおりプロポーザル参加意向申出書及び誓約書を提出すること。

(1) 提出書類 各1部

①プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）

②誓約書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和7年4月1日（火）

(3) 提出先

佐渡市地域振興部地域産業振興課 地域支援係 chiiki@city.sado.niigata.jp

TEL：0259-67-7863

件名に「出会いのきっかけ作りイベント業務委託プロポーザル 参加意向申出（事業所名）」と明記の上、電子メールで提出すること。併せて提出した旨を電話すること。

(4) 参加資格確認通知

提出された参加意向申出書により「2 プロポーザル参加資格」を満たしているか確認し、その結果を令和7年4月3日（木）に電子メールにて通知する。

(5) 辞退

参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第9号）により届け出ること。なお、辞退届は電子メールにより提出すること。

5 プロポーザルの参加手続等

(1) 提出期限

令和7年4月7日（月）午後5時必着

(2) 提出書類

- ①企画提案書等提出書（様式第3号）
- ②企画提案者に関する調書（様式第4号）
- ③業務実施体制調書（様式第5号）
- ④見積書（任意様式）
- ⑤企画提案書（任意様式）
- (3) 提出方法
電子メールで提出すること。
- (4) 提出先
佐渡市地域振興部地域産業振興課 地域支援係
〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232 番地
電 話：0259-67-7863（直通）
メール：chiiki@city.sado.niigata.jp

※件名に「出会いのきっかけ作りイベント業務委託プロポーザル 企画提案書（事業所名）」と明記してください。

※電子メール送信後は必ず佐渡市地域振興部地域産業振興課地域支援係へ送信した旨ご連絡ください。

※また添付ファイルの合計容量が5MB 以上となる場合は、事前にその旨お申し出ください。

6 提出書類の取扱い等

- (1) 企画提案に要する一切の費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書について書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、返却しない。
- (4) 企画提案書は、審査以外には無断で使用しない。ただし、佐渡市情報公開条例その他関係法令に基づき、開示する場合がある。

7 審査方法（選定手順）

- (1) 審査方法について
 - ① 本業務における企画提案に係る審査は、「出会いのきっかけ作りイベント業務委託プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。
 - ② 企画提案内容等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点のものを最優秀提案者とする。
 - ③ 最高得点のものが複数の場合、審査委員会が総合的に判断し最優秀提案者を選定する。
- (2) プレゼンテーションについて
 - ① 日 時：令和7年4月11日（金） 13時30分から15時00分（予定）
 - ② 場 所：佐渡市役所 2階 大会議室（佐渡市千種 232 番地）
 - ③ 出席者：参加者側の出席者は2名までとする。

- ④ 実施順：順番及び時間は、参加意向申出書等を受理後に電子メールにて連絡する。
- ⑤ 説明時間：各参加者 20 分以内とする。
- ⑥ 資料等：審査委員会では、提出された企画提案書の内容以外の資料の配布や投影は禁止する。

8 実施スケジュール

項 目	日程
プロポーザル参加者募集開始	令和 7 年 3 月 19 日（水）
質問書の受付期間	令和 7 年 3 月 19 日（水）から 令和 7 年 3 月 26 日（水）正午まで
質問書に対する回答	令和 7 年 3 月 28 日（金）
参加意向申出書及び誓約書の提出期限	令和 7 年 4 月 1 日（火）
企画提案書の提出期限	令和 7 年 4 月 7 日（月）まで
審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 4 月 11 日（金）
審査選定結果通知	令和 7 年 4 月 16 日（水）まで

9 結果の通知及び公表

- ①審査結果は、各提案者に電子メールにより通知する。
- ②全提案者の審査結果の評価点数を佐渡市のホームページで公表する。
ただし、選定されなかった者の会社名については公表しない。
- ③本プロポーザルの審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

10 失格又は無効

本プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格又は無効とする。

- (1) 「2 プロポーザル参加資格」に定める要件を満たさない（満たさなくなった）者による提案をした場合
- (2) 企画提案書その他提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (4) 「1 の（4）」の契約限度額を上回っている場合

11 契約手続等

本プロポーザルは、本業務に適した提案者を選定するものであり、委託契約締結前に佐渡市と契約関係は生じない。

(1) 業務内容に関する協議

本業務の内容は、佐渡市が示した仕様書及び委託候補者が提出した企画提案をもとに確定するが、業務目的達成のために必要と認められる場合は、佐渡市と委託候補者の協議により、企画提案の内容を変更したうえで業務内容を確定することがある。

委託候補者との協議が整わなかった場合や委託候補者が委託契約を辞退した場合は、審

査結果において次点であった者と協議を行う。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案者が1者しかいない場合においても、プレゼンテーションにより選定を行う。